

台風が接近しています

教室・レッスン室使用の取扱い

台風接近等により、警報が発令された場合の教室・レッスン室等使用の取扱いを次のとおりとします。

京都府に**特別警報**（大雨，暴風，高潮，波浪，暴風雪及び大雪）

または

京都府南部（京都・亀岡地域）に**暴風警報**

が発令された場合

- ① 発令中は教室等の使用はできません。
安全のため、速やかに帰宅してください。
- ② 18時現在に発令中の場合、当日の使用はできません。

※警報発令の有無については、TVニュース、インターネット等を各自で確認してください。

※建物の周りに置いてあるものがあれば、強風に備えて中に入れるなどの対策を講じてください。教室・レッスン室等の窓も必ず閉めてください。